【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(6)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

［ａ～ｆ　略］

ｇ　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。

(a)　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社について記載すること。

［(b)・(c)　略］

ｈ　［略］

［(2)～(15)　略］

(16)　大株主の状況

ａ　当四半期会計期間が第２四半期会計期間（第１四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。）の翌四半期会計期間をいう。ｂにおいて同じ。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

ｂ　［略］

(17)　役員の状況

ａ　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下(17)において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｅ　略］

(18)　［略］

(19)　四半期財務書類

ａ　次の四半期財務書類を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第83条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。

この場合において、四半期財務書類の種類（四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（(b)において同じ。）。

［①～③　略］

(b)　［略］

【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(6)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

［ａ～ｆ　同左］

ｇ　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。

(a)　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社と連結子会社を連結したものについて記載すること。

［(b)・(c)　同左］

ｈ　［同左］

［(2)～(15)　同左］

(16)　大株主の状況

ａ　当四半期会計期間が第２四半期会計期間（第１四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。）の翌四半期会計期間をいう。以下(16)において同じ。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

ｂ　［同左］

(17)　役員の状況

ａ　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｅ　同左］

(18)　［同左］

(19)　四半期財務書類

ａ　次の四半期財務書類を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第83条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。

この場合において、四半期財務書類の種類（四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。（(b)において同じ。）

［①～③　同左］

(b)　［同左］